国立児童自立支援施設職員（心理療法士）の募集について

○採用職種　　心理療法士

○採用人数　　若干名

○応募資格　　①　学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和９年３月末までに卒業見込みの者を含む。）又はこれに準ずる知識及び経験を有する者（臨床心理士若しくは公認心理師の資格を有することが望ましい）

なお、日本国籍を有しない者、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条各号に規定する欠格条項に該当する者は応募不可

②　「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）」第２条第８項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者

○勤務場所　　国立武蔵野学院（埼玉県さいたま市）
または　国立きぬ川学院（栃木県さくら市）

○採用時期　　令和９年４月１日（予定）

○給 与 等　　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）により、医療職俸給表（二）を適用し、経験年数等を考慮のうえ決定。（その他各種手当あり）、国家公務員共済組合に加入（社会保険、貸付金制度等）
※初任給（参考）：255,800 円～ 勤務年数に応じて上乗せあり。
（他に超過勤務手当、宿日直手当などの支給あり）

○応募期間　　令和８年 10 月９日（金）～令和８年 11 月 27 日（金）17 時（必着）

○試 験 日　　令和８年 12 月９日（水）
応募書類による１次選考のうえ、２次選考（面接、小論文）を行うことになった方のみ、２次選考の時間・場所等をご連絡させていただきます。

○応募方法　　次に掲げる書類を郵送もしくは持参。
（１）履歴書（市販の用紙を使用、顔写真貼付。）
（２）該当資格を有することを証明する書類（写し）
（３）応募理由書（Ａ４版１枚程度）
（４）「特定性犯罪事実該当者」に該当しない旨の誓約書（別紙様式参照）
合否にかかわらず、送付いただいた履歴書等は返却いたしませんので、ご了承ください。（不採用の場合、当方で責任を持って廃棄します。）

○応募先・問い合わせ　　国立武蔵野学院　庶務課　塚田
〒336-0963　埼玉県さいたま市緑区大門１０３０
ＴＥＬ：048-878-1260（音声案内「３」）
E-mail: jiritsu-saiyou●cfa.go.jp
※迷惑メール防止のため、@を●と表示していますので、お手数ですが、上記メールアドレスの「●」を「@」（半角）に直して、お送りください。

詳細については、
国立武蔵野学院ＨＰ（https://www.cfa.go.jp/musashino/）
国立きぬ川学院ＨＰ（https://www.cfa.go.jp/kinugawa/）
をご覧ください。

（別紙様式）

誓　約　書

私はこども家庭庁所管国立児童自立支援施設職員採用試験の受験にあたり、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第２条第８項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない旨を申し立てます。

また、採用試験後において申立内容と異なる事実が明らかになった場合には、内定の取消しや、配置転換等の任命権者による採用後の雇用管理上の必要な措置に必ず応じることを誓います。

令和　年　月　日

住所又は
連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署）
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国立武蔵野学院長　　殿
国立きぬ川学院長　　殿

（参考）特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の定義

◎学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（抄）

（定義）

第二条　（中略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの